

# 監査報告書

平成18年5月18日

学校法人 名城大学

理事会

御中

評議員会

学校法人 名城大学

監事 大澤 正隆

監事 田中 清隆

私たち学校法人名城大学の監事は、私立学校法第37条第3項及び、学校法人名城大学寄附行為第21条の規定に基づき平成17年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の業務並びに、財産の状況について監査を行った。監査の方法は重要会議の出席、重要書類の閲覧、理事からの業務報告の聴取及び、抽出による実地監査等必要と認めた監査手続を実施した。監査の結果、学校法人名城大学の業務に関しては、法令及び寄附行為に違反する重大な事実はなく、また財産の状況は適正なものと認める。

以上